

# 島根県報

号外第一一八号  
平成十四年十一月二十七日  
(金曜日)

公布された条例等のあらまし

◇技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(規則第一〇九号)  
一 規則の概要

1 給料表の改正(別表第一関係)

2 給料の調整額の調整基本額表の改正(別表第四関係)

3 給料の調整額に関する経過措置の改正

二 施行期日

平成十五年一月一日から施行することとした。

規則	目次
技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	(人事課)一
規則	
市町村立学校の教職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	
市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則の一 部を改正する規則	
最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切 替え等に関する規則	
市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則の一 部を改正する規則	
労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	
人委規則	
職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規 則	
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一 部を改正する規則	
県立学校の教育職員の給与に関する規則等の一部を改 正する規則	
最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替 え等に関する規則	
最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の 切替え等に関する規則	

一九 一九 一六 一五 一〇 八 八 七 五

## 島根県規則第二百九号

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月二十七日

島根県知事 澄田信義

## 規則

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則  
(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年島根県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

## 技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級		2 級	
		給 料	月 額	給 料	月 額
別表第四を次のように改める。	1		円	158,300	円
	2	132,500		165,500	
	3	136,700		172,200	
	4	141,400		178,100	
	5	146,200		183,600	
	6	152,200		188,300	
	7	158,300		193,900	
	8	165,500		199,400	
	9	172,200		204,500	
	10	178,100		210,200	
	11	183,600		216,300	
	12	188,300		222,800	
	13	193,900		228,900	
	14	199,400		235,700	
	15	204,500		243,600	
	16	210,200		253,100	
	17	216,300		261,300	
	18	222,800		269,800	
	19	228,900		277,800	
	20	235,700		286,300	
	21	243,600		295,800	
	22	253,100		306,000	
	23	261,300		315,300	
	24	269,800		326,500	
	25	276,800		334,100	
	26	284,300		341,700	
	27	292,800		348,800	
	28	297,300		355,900	
	29	302,700		365,200	
	30	308,000		374,200	
	31	312,000		383,000	
	32	315,700		390,600	
	33			396,200	
	34			401,200	
	35			404,700	
	36			407,200	
	37			409,600	
	38			412,100	
	39			417,600	
	40			421,300	
	41			424,800	
	42			428,300	
再任用職員		213,700		231,000	

別表第四（第三条の三関係）

## 給料の調整額の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	6,900円（2号給にあつては5,962円、3号給にあつては6,151円、4号給にあつては6,363円、5号給にあつては6,579円、6号給にあつては6,849円）
2 級	9,800円（1号給にあつては7,123円、2号給にあつては7,447円、3号給にあつては7,749円、4号給にあつては8,014円、5号給にあつては8,262円、6号給にあつては8,473円、7号給にあつては8,725円、8号給にあつては8,973円、9号給にあつては9,202円、10号給にあつては9,459円、11号給にあつては9,733円）

に改め、附則第五項を次のように改める。

## （給料の調整額に関する経過措置）

- （技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 第二条** 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成七年島根県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。
- 附則第一項中「附則第五項」を「附則第五項から第八項まで」に改め、附則第二項中「附則第六項」を「附則第九項」に改め、附則第三項中「附則別表」を「附則別表第一」

附則第七項中、「現に受ける給料月額が職務の級の最高の号給を超える職員の給料の調整額に関する経過措置その他この規則の施行に関し必要な経過措置」を削り、同項を附則第十項とし、附則第六項中「この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則」を「改正前の規則」に改め、同項を附則第九項とし、附則第五項の次に次の三項

6 新基準日以後に新たに給料の調整を行ふ職を占めることとなつた職員（新基準日以後に新たに職員となつた者を除く。）の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日に規定を準用する。

## 7

新基準日以後に新たに給料の調整を行ふ職を占めることとなつた職員（新基準日以後に新たに職員となつた者に限る。）のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

ととなつた職員で当該職を占めることとなつた日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第五項（新基準日以後に新たに職員となつた者にあっては、前項）の規定を準用する。

## 附則別表第二

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

## 附 則

## （施行期日）

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、附則別表の旧給料月額欄に掲げる施行日の前日におけるその者の給料月額に対応する同表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

3 前項の規定により施行日における給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初のこの規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則第五条の規定により例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号）第四条第八項ただし書の規定の適用については、施行日の前日におけるその者の給料月額を受けていた期間を施行日におけるその者の給料月額を受ける期間に通算する。（給料の切替え及び当該切替えに伴う措置）

4 職員の給料の切替え及び当該切替えに伴う措置については、この規則に定めるもののが別に定める。

8 新基準日の前日において給料の調整を行ふ職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したもの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行ふ職を占めるその端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

附則別表

最高号給を超える職員の切替表

旧 給 料 月 額	新 給 料 月 額
円	円
440,700	431,800
444,400	435,300
448,100	438,800
451,800	442,300
455,500	445,800

## 教育委員会規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

## 島根県教育委員会規則第二十四号

(市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和三十一年島根県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第八号の二中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

第二十九条の八第一項第二号中「教育職員」を「再任用短時間勤務教職員等」に改める。

別表第七の三を次のように改める。  
別表第七の三（第十二条の二関係）

## 特定号給表

行政職給料表	給料表			職務の級
	中学校及び小学校教育職給 料表	医療職給料表 (二)	中学校及び小学校教育職給 料表	
十号給	給十二号	給十三号	給十三号	一級
九号給	給十二号	号給二十五	給二十四号	二級
九号給	給十七号	給十四号	給十四号	三級
給十五号	給十一号			四級
給十一号				五級
給十六号				六級

別表第九の三を次のように改める。

別表第九の三（第二十六条の二関係）

給料の調整額の調整基本額表（中学校及び小学校教育職給料表）

職務の級	調整基本額
1 級	8,500円（2号給にあつては6,664円、3号給にあつては6,948円、4号給にあつては7,272円、5号給にあつては7,627円、6号給にあつては8,037円、7号給にあつては8,487円）
2 級	11,700円（2号給にあつては7,366円、3号給にあつては7,740円、4号給にあつては8,149円、5号給にあつては8,640円、6号給にあつては8,959円、7号給にあつては9,283円、8号給にあつては9,630円、9号給にあつては9,994円、10号給にあつては10,498円、11号給にあつては11,029円、12号給にあつては11,565円）
3 級	12,600円
4 級	13,900円

(市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第二条** 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成七年島根県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改める。

附則第三項中「以下」を「次項及び附則第六項において」に改める。

5 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなつた教職員（新基準日以後に新たに教職員となつた者を除く。）の給料の調整額については、当該職を新基準日の前日における当該教職員の占める職とみなして、前項の規定を準用する。

6 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなつた教職員（新基準日以後に新たに教職員となつた者に限る。）のうち、当該職を新基準日の前日における当該教職員の占める職とみなした場合に、新たに教職員となつた日（県教育委員会の定める教職員にあつては、県教育委員会の定める日。以下この項において同じ。）に

4

平成十五年一月一日（以下「新基準日」という。）の前日において給料の調整を行う職を占める教職員のうち、同日に受ける給料月額（新基準日以後に県教育委員会の定める異動をした教職員にあつては、県教育委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。）及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二十六条の二の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額（新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である教職員及び新基準日以後に県教育委員会の定める異動をした教職員にあつては、県教育委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（附則第六項において「改正前の規則」という。）第二十六条の二の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない教職員の給料の調整額は、改正後の規則第二十六条の二の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

附則第六項中「前二項」を「附則第四項から前項まで」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の二項を加える。

7 新基準日以後に新たに給料の調整を行ふ職を占めることとなつた教職員（新基準日以後に新たに教職員となつた者に限る。）のうち、当該職を新基準日の前日における当該教職員の占める職とみなして、前項の規定を準用する。

8 新基準日以後に新たに給料の調整を行ふ職を占めることとなつた教職員（新基準日以後に新たに教職員となつた者に限る。）のうち、当該職を新基準日の前日における当該教職員の占める職とみなした場合に、新たに教職員となつた日（県教育委員会の定める教職員にあつては、県教育委員会の定める日。以下この項において同じ。）に

受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額（新たに教職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である教職員及び新たに教職員となつた日後に県教育委員会の定める異動をした教職員にあっては、県教育委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。）及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二十六条の二の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに教職員となつた日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額（新たに教職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である教職員及び新たに教職員となつた日後に県教育委員会の定める異動をした教職員にあっては、県教育委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第二十六条の二の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない教職員の給料の調整額は、改正後の規則第二十六条の二の規定にかかわらず、平成十八年三月三十日までの間において引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

附則第七項の次に次の表を加える。

#### 附則別表

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第一条中市町村立学校の教職員の給与に関する規則第十五条第二項第八号の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に昇格又は降格した教職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けっていたものとみなしてこの規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則第十二条の二又は第十二条の三の規定を適用する。

最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十四年十一月二十七日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

#### 島根県教育委員会規則第二十五号

最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替え等に関する規則（最高号給を超える給料月額の切替え等）

第一條 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和二十九年島根県条例第七号。以下「市町村立学校給与条例」という。）別表第一又は職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号）別表第一若しくは別表第五〇の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（市町村立学校給与条例別表第一の備考の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）を受けていた教職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料 — 施行日の前日におけるその者の属する月額(以下「旧給料月額」という。) — 職務の級における最高の号給の額 +

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

**第二条** 前条の規定により新給料月額を決定される教職員に対する施行日以後における最初の市町村立学校給与条例第十二条第三項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(県教育委員会の定める教職員にあっては、県教育委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

#### 附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

#### 島根県教育委員会規則第二十六号

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則(平成四年島根県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(勤務した期間に相当する期間)

**第五条の二** 条例第五条の二第一項の県教育委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年島根県人事委員会規則第一号)第十

五条の四各号に掲げる職員として在職した期間

一 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

#### 附 則

労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月二十七日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

#### 島根県教育委員会規則第二十七号

労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則  
(労務職員の給与に関する規則の一部改正)

**第一条** 労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年島根県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

給料の調整額の調整基本額表（技能労務職給料表）

職務の級	調整基本額
1 級	6,900円（2号給にあつては5,962円、3号給にあつては6,151円、4号給にあつては6,363円、5号給にあつては6,579円、6号給にあつては6,849円）
2 級	9,800円（1号給にあつては7,123円、2号給にあつては7,447円、3号給にあつては7,749円、4号給にあつては8,014円、5号給にあつては8,262円、6号給にあつては8,473円、7号給にあつては8,725円、8号給にあつては8,973円、9号給にあつては9,202円、10号給にあつては9,459円、11号給にあつては9,733円）

（労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

**第二条** 労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成七年島根県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 平成十五年一月一日（以下「新基準日」という。）の前日において給料の調整を行

う職を占める労務職員のうち、同日に受ける給料月額（新基準日以後に県教育委員会の定める異動をした労務職員にあっては、県教育委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。）及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日ににおけるこの規則による改正後の労務職員の給与に関する規則（以下この項及び附則第四項において「改正後の規則」という。）第一条の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額（新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である労務職員及び新基準日以後に県教育委員会の定める異動をした労務職員にあっては、県教育委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の労務職員の給与に関する規則（附則第四項において「改正前の規則」という。）第二条の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない労務職員の給料の調整額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

3 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなつた労務職員（新基準日以後に新たに労務職員となつた者を除く。）の給料の調整額については、当該職を新基準日の前日における当該労務職員の占める職とみなして、前項の規定を準用する。

附則第四項中「前二項」を「附則第二項から前項まで」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなつた労務職員（新基準日以後に新たに労務職員となつた者に限る。）のうち、当該職を新基準日の前日における当該労務職員の占める職とみなした場合に、新たに労務職員となつた日（県教育委員会の定める労務職員にあっては、県教育委員会の定める日。以下この項において

同じ。)に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに労務職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である労務職員及び新たに労務職員となつた日後に県教育委員会の定める異動をした労務職員にあっては、県教育委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二条の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに労務職員となつた日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額(新たに労務職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である労務職員及び新たに労務職員となつた日後に県教育委員会が別に定めた日後に県教育委員会の定める異動をした労務職員にあっては、県教育委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第二条の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない労務職員の給料の調整額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

附則第五項の次に次の表を加える。

#### 附則別表

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

#### 附 則

## 人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月二十七日

島根県人事委員会規則第十六号

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則  
(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年島根県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の十七第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「(同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあっては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年島根県条例第六十九号)第一条の規定による改正後の条例(第十二条の十八第二項において「平成十四年改正後の条例」という。)の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を加える。

第十二条の十八第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「(当該異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあっては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を加える。

第十六条の三の表中「二三月一日二三月十五日」を削る。

別表第一を次のように改める。

## 別表第二（第六条関係）

別表第四を次のように改める。

## 給料の調整額の調整基本額表

## イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,200円
2 級	6,600円
3 級	8,600円（1号給にあつては8,352円）
4 級	9,900円
5 級	10,300円
6 級	11,000円
7 級	11,400円
8 級	12,000円
9 級	13,000円
10 級	13,700円
11 級	15,600円

## ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,200円（2号給にあつては7,087円、3号給にあつては7,384円、4号給にあつては7,704円、5号給にあつては8,023円）
2 級	9,100円（2号給にあつては7,780円、3号給にあつては8,109円、4号給にあつては8,518円、5号給にあつては8,964円）
3 級	9,900円（2号給にあつては8,973円、3号給にあつては9,351円、4号給にあつては9,724円）
4 級	10,700円（1号給にあつては10,485円）
5 級	11,400円
6 級	12,100円
7 級	12,400円
8 級	12,900円
9 級	13,400円
10 級	14,100円

## ハ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,100円（2号給にあつては7,983円）
3 級	9,700円（1号給にあつては9,319円、2号給にあつては9,648円）
4 級	10,300円
5 級	11,300円
6 級	12,100円
7 級	13,200円

## ニ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円（2号給にあつては6,876円、3号給にあつては7,128円、4号給にあつては7,389円、5号給にあつては7,668円、6号給にあつては8,041円）
2 級	10,000円（2号給にあつては8,091円、3号給にあつては8,469円、4号給にあつては8,887円、5号給にあつては9,157円、6号給にあつては9,427円、7号給にあつては9,706円）
3 級	10,400円（1号給にあつては10,021円、2号給にあつては10,341円）
4 級	10,800円
5 級	11,100円
6 級	12,500円
7 級	13,500円

別表第四（第六条の十関係）

期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1年未満	円 311,400	円 272,300	円 219,100	円 161,400	円 101,600	円 50,800
1年以上2年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
2年以上3年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
3年以上4年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
4年以上5年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
5年以上6年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
6年以上7年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	49,000
7年以上8年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	47,200
8年以上9年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	45,400
9年以上10年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	43,600
10年以上11年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	41,800
11年以上12年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	40,000
12年以上13年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	38,200
13年以上14年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	36,400
14年以上15年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	35,000
15年以上16年未満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	33,600
16年以上17年未満	307,000	268,300	215,800	158,800	100,000	32,200
17年以上18年未満	302,600	264,300	212,500	156,200	98,400	30,800
18年以上19年未満	298,200	260,300	209,200	153,600	96,800	29,400
19年以上20年未満	293,800	256,300	205,900	151,000	95,200	28,000
20年以上21年未満	289,400	252,300	202,600	148,400	93,600	26,600
21年以上22年未満	277,200	242,100	195,200	142,700	90,200	26,000
22年以上23年未満	264,700	231,800	187,500	137,100	86,400	25,300
23年以上24年未満	252,600	221,800	180,300	131,400	83,000	24,400
24年以上25年未満	240,300	211,500	172,600	126,000	79,300	23,600
25年以上26年未満	228,000	201,300	165,200	120,400	75,900	23,000
26年以上27年未満	212,600	187,400	153,900	112,400	70,900	22,300
27年以上28年未満	197,500	173,700	143,100	104,400	66,300	21,700
28年以上29年未満	182,200	160,000	132,000	96,400	61,700	21,000
29年以上30年未満	166,800	146,100	120,800	88,400	56,700	20,600
30年以上31年未満	149,100	130,900	108,900	79,700	51,900	20,200
31年以上32年未満	131,400	115,600	96,900	71,200	46,800	19,400
32年以上33年未満	113,900	100,600	85,200	62,400	42,100	18,600
33年以上34年未満	83,200	75,600	65,600	49,500	33,900	17,700
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6条の7各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第6条の5第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第6条の5第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成七年島根県人事委員会規則第十七号)**の一部を次のように改める。

附則第三項中「以下」を「次項及び附則第六項において」に改める。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4 平成十五年一月一日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行なう職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第六条第二項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則(附則第六項において「改正前の規則」という。)第六条第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第六条第二項の規定にかかるらず、平成十八年三月三十日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数(次項から附則第七項までにおいて「調整数」という。)が同一である職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

5 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めた職員(新基準日以後に新たに職員となつた者を除く。)の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用す

る。

附則第六項中「前二項」を「附則第四項から前項まで」に改め、同項を附則第八項とし、附則第五項の次に次の二項を加える。

6 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めた職員(新基準日以後に新たに職員となつた者に限る。)のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となつた日(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。)に受けれる職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となつた日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」といいう。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第六条第二項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となつた日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」といいう。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則(附則第六項において「改正前の規則」という。)第六条第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第六条第二項の規定にかかるらず、平成十八年三月三十日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数(次項から附則第七項までにおいて「調整数」という。)が同一である職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

7 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したもの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めるこ

## 島根県報

となつた職員で当該職を占めることとなつた日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日ににおけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第四項（新基準日以後に新たに職員となつた者にあっては、前項）の規定を準用する。

附則第八項の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

## 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第一条中職員の給与の支給に関する規則第十六条の三の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第六十九号。以下「改正条例」という。）附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、平成十四年四月一日から基準日（同号に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）までの間において、職員が人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間とする。

1 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号。次号において「退職手当条例」という。）第五条第五項各号に規定する者

2 退職手当条例第五号の四第一項に規定する特定地方公社等職員

3 改正条例附則第五項第二号の人事委員会規則で定める給料月額は、最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替等に関する規則（平成十四年人事委員会規則第十九号）第一条の規定を準用して得られる給料月額とする。この場合において、同条中「こ

の規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第六十九号。以下この条例において「改正条例」という。）附則第五項第一号に規定する継続在職期間のうちに」と、「職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）」とあるのは「期間（以下この条において「特定期間」という。）がある職員の特定期間における同項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額」と、同条の式中「施行日に」とあるのは「改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定による特定期間に」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

4 継続在職期間（改正条例附則第五項第一号に規定する継続在職期間をいう。次項において同じ。）において改正条例第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第一から別表第五までの給料表の適用を受けていた期間（職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた期間を除く。）がある職員の当該期間における改正条例附則第五項第一号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において職員が属していた職務の級及びその者が受けっていた号給の同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（附則第六項において「改正後の条例」という。）の規定による給料月額とする。

5 継続在職期間においてこの規則の第一条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則附則第四項又は第五項の規定の適用を受けていた期間がある職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第四項又は第五項の規定により算定した額からこの規則第一条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則第六条第一項の規定により算定した額を減じた額に、この規則第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則第六条第二項の規定により算定した額を加えた額とする。

6 改正条例附則第五項の規定により平成十五年三月に支給される期末手当に関する特例措置については、改正後の条例第十六条の二第一項、第二項又は第四項の規定に基づき期末手当を支給する場合においても適用するものとする。

(雜則)

7 附則第二項から前項に定めるもののほか、平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

島根県人事委員会規則第十七号  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年島根県人事委員会規則

別表第二十五の二（第二十二条関係）

特定期号給表

医療職給料表(三)	医療職給料表(二)	医療職給料表(一)	研究職給料表	海事職給料表	公安職給料表	行政職給料表	給料表	職務の級
十四号給	十二号給	十二号給	十号給	十四号給	二十二号給	十号給	一級	
二十六号給	十二号給	十三号給	十三号給	十号給	二十号給	九号給	二級	
十九号給	十七号給	十七号給	十二号給	八号給	十四号給	九号給	三級	
十四号給	十二号給		九号給	十二号給	二十二号給	十五号給	四級	
十号給	十四号給				十二号給	十二号給	五級	
九号給	八号給				十八号給	十六号給	六級	
					十六号給	十四号給	七級	
					十七号給	九号給	八級	
					八号給	十三号給	九級	
						六号給	十級	

第七号)の一部を次のように改正する。  
別表第二十五の二を次のように改める。

## 島根県報

(施行期日)  
附 則

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けたこととなる給料月額を同日の前日に受けたものとみなしてこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十二条又は第二十三条の規定を適用する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 島根県人事委員会規則第十八号

(県立学校の教育職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正)

**第一条** 県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和三十二年人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第八号の二中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

十四年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を加える。

第四十条の三の表中「二三月一日二三月十五日」を削る。

別表第四の高等学校等教育職級別資格基準表の備考第二項中「附則第十項の規定により高等学校教諭の」を「附則第八項の規定により高等学校教諭の」に改める。

別表第九の三の特定号給表の高等学校等教育職給料表の項中「二十二号給」を「二十三号給」に改める。

別表第十一を次のように改める。

第三十六条の十七第二項中「受けた給料及び扶養手当の月額」の下に「(同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある教育職員にあっては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年島根県条例第七十号)第一条の規定による改正後の条例(第三十六条の十八第二項において「平成十四年改正後の条例」という。)の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を加える。

第三十六条の十八第二項中「受けた給料及び扶養手当の月額」の下に「(当該異動又は学校の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある教育職員にあっては、当該異動又は学校の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成

別表第十一（第二十六条関係）

給料の調整額の調整基本額表（高等学校等教育職給料表）

職務の級	調整基本額
1 級	9,400円（2号給にあつては6,664円、3号給にあつては6,948円、4号給にあつては7,272円、5号給にあつては7,627円、6号給にあつては8,037円、7号給にあつては8,487円、8号給にあつては8,793円、9号給にあつては9,103円）
2 級	11,800円（2号給にあつては8,640円、3号給にあつては8,959円、4号給にあつては9,283円、5号給にあつては9,630円、6号給にあつては9,994円、7号給にあつては10,498円、8号給にあつては11,029円、9号給にあつては11,565円）
3 級	13,100円
4 級	14,200円

（県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

**第二条** 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成七年島根県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改める。

附則第三項中「以下」を「次項及び附則第六項において」と改める。

- 6 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなつた教育職員（新基準日以後に新たに教育職員となつた者に限る。）のうち、当該職を新基準日の前日における当該教育職員の占める職とみなした場合に、新たに教育職員となつた日（人事委員会の定める教育職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。）に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額（新

4

平成十五年一月一日（以下「新基準日」という。）の前日において給料の調整を行う職を占める教育職員のうち、同日に受ける給料月額（新基準日以後に人事委員会の定める異動をした教育職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。）及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二十六条の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額（新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である教育職員及び新基準日以後に人事委員会の定める異動をした教育職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則（附則第六項において「改正前の規則」という。）第二十六条の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない教育職員の給料の調整額は、改正後の規則第二十六条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

5 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなつた教育職員（新基準日以後に新たに教育職員となつた者を除く。）の給料の調整額については、当該職を新基準日の前日における当該教育職員の占める職とみなして、前項の規定を準用する。

附則第六項中「前二項」を「附則第四項から前項まで」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の二項を加える。

たに教育職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超えた給料月額である教育職員及び新たに教育職員となつた日後に人事委員会の定める異動をした教育職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。）及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二十六条の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに教育職員となつた日に受けた職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額（新たに教育職員となつた日に受けた給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である教育職員及び新たに教育職員となつた日後に人事委員会の定める異動をした教育職員にあっては、人事委員会が別に定めた給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第二十六条の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない教育職員の給料の調整額は、改正後の規則第二十六条の規定にかかるらず、平成十八年三月三十一日までの間に引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

#### 附則別表

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附則第七項の次に次の附則別表を加える。

#### 附 則

（施行期日等）

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第一条中県立学校の教育職員の特定期間における同項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額

員の給与に関する規則（次項において「県立学校給与規則」という。）第十九条第二項第八号の二及び第四十条の三の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この規則（第一条中県立学校給与規則別表第四の改正規定に限る。）による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則の規定は、平成十四年七月一日から適用する。（施行日における昇格又は降格の特例）

3 この規則の施行の日に昇格又は降格した教育職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けたこととなる給料月額を同日の前日に受けたものとみなしてこの規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則第六条の二又は第十六条の三の規定を適用する。

（平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第七十号。以下「改正条例」という。）附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、平成十四年四月一日から基準日（同号に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）までの間ににおいて、教育職員が人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて教育職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の教育職員として引き続き在職した期間とする。

一 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号。次号において「退職手当条例」という。）第五条第五項各号に規定する者

二 退職手当条例第五条の四第一項に規定する特定地方公社等職員

5 改正条例附則第五項第二号の人事委員会規則で定める給料月額は、最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則（平成十四年人事委員会規則第二十号）第一条の規定を準用して得られる給料月額とする。この場合において、同条中「この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第七十号。以下この条において「改正条例」という。）附則第五項第一号に規定する継続在職期間のうちに」と、「教育職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）」とあるのは「期間（以下この条において「特定期間」という。）がある教育職員の特定期間における同項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額」と

と、同条の式中「施行日に」とあるのは「改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定による特定期間に」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

#### 6 継続在職期間（改正条例附則第五項第一号に規定する継続在職期間をいう。次項において同じ。）において改正条例第一条の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例別表第一及び別表第二の給料表の適用を受けていた期間（職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた期間を除く。）がある教育職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において教育職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給の同条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例（附則第八項において「改正後の条例」という。）の規定による給料月額とする。

7 継続在職期間においてこの規則の第一条の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則附則第四項又は第五項の規定の適用を受けていた期間がある教育職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第四項又は第五項の規定により算定した額からこの規則の第一条の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則第二十六条の規定により算定した額を減じた額に、この規則の第一条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則第二十六条の規定により算定した額を加えた額とする。

8 改正条例附則第五項の規定による平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置については、改正後の条例第二十七条第一項、第二項又は第四項の規定に基づき期末手当を支給する場合においても適用するものとする。

#### （雑則）

9 附則第四項から前項に定めるもののほか、平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に必要な事項は、人事委員会が定める。

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

#### 島根県人事委員会規則第十九号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則  
(最高号給を超える給料月額の切替え等)

**第一条** この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号。以下「条例」という。）別表第一から別表第五までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

その者の施行日の前日における給料月額（以下「旧給料月額」という。）－ 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

**第二条** 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の条例第四条第八項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

#### 附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則をここに公

布する。

平成十四年十一月二十七日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

平成十四年十一月二十七日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第二十号**

**最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則**  
(最高号給を超える給料月額の切替え等)

**第一条** この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和二十九年島根県条例第六号。以下「条例」という。)別表第一及び別表第一の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(条例別表第一の備考の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた教育職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料 — 施行日の前日におけるその者の属する月額(以下「旧給料月額」という。) — 職務の級における最高の号給の額

+

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

**第二条** 前条の規定により新給料月額を決定される教育職員に対する施行日以後における最初の条例第十一條第三項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める教育職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

**附 則**

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。